

ID: 154

担当部署: 商工観光課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	柴田町コミュニティプラザ条例 第5条第1項		
例規番号	平成10年条例第26号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (使用料)</p> <p>第5条 使用者は、別表第1号に定める使用料を使用しようとする日前3日までに納入しなければならない。別表第2号に定める暖房等使用料の額は、使用后速やかに実費を納入しなければならない。</p> <p>2 使用料は、町長の発行する納入通知書により納入しなければならない。</p> <p>3 既に納入した使用料は返還しない。ただし、町長が特別な理由があると認めたときは、使用料の全部又は一部を返還することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日